

薬号外
令和3(2021)年1月19日

一般社団法人栃木県薬剤師会会長
一般社団法人栃木県病院薬剤師会会長
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会会長
栃木県配置薬協議会会長
栃木県医薬品卸協会会長
栃木県医療機器販売業協会会長
栃木県薬事工業会会長
栃木県麻薬協会会長
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 栃木県支部長

様

栃木県保健福祉部薬務課長 加藤 治

業界団体に対する催物（イベント等）の開催制限の追加に関する周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の下、催物（イベント等）の開催制限に関し、協力依頼の内容の明確化を行うため、緊急事態措置以外の働きかけの追加を行うことを決定いたしました。

つきましては、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長より別添のとおり依頼がありましたので、貴会員等に対し、別添「催物（イベント等）の開催制限」について周知くださるようお願いいたします。

薬事審査担当（担当：鈴木）
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
tel:028-623-3120

健康第 1191 号
令和 3 (2021) 年 1 月 15 日

各部局長
教育長
警察本部長 } 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する催物（イベント等）の開催制限の追加に関する周知について（依頼）

国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、先日、本県における緊急事態措置等を決定したところですが、催物（イベント等）の開催制限に関し、協力依頼内容の明確化を行うため、第 43 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（書面開催）において、緊急事態措置以外の働きかけの追加を行うことを決定いたしました。

つきましては、別添通知による新型コロナ感染防止対策取組宣言団体をはじめとした関係団体への周知について御協力くださるようお願いいたします。

また、各市町宛て別添のとおり通知していることを申し添えます。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
社会対策グループ TEL 2826 〕

健康第 1191 号
令和 3 (2021) 年 1 月 15 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する催物（イベント等）の開催制限の追加に関する周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、先日、本県における緊急事態措置等を決定したところですが、催物（イベント等）の開催制限に関し、協力依頼内容の明確化を行うため、第 43 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（書面開催）において、緊急事態措置以外の働きかけの追加を行うことを決定いたしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添「催物（イベント等）の開催制限」について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

（ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826 ）

健康第 1191 号
令和 3 (2021) 年 1 月 15 日

各市町長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する催物（イベント等）の開催制限の追加に関する周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、先日、本県における緊急事態措置等を決定したところですが、催物（イベント等）の開催制限に関し、協力依頼内容の明確化を行うため、第 43 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（書面開催）において、緊急事態措置以外の働きかけの追加を行うことを決定いたしました。

つきましては、貴市町民及び事業者の皆様に対し、別添「催物（イベント等）の開催制限」について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

（ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826 ）

催物（イベント等）の開催制限（特措法第24条第9項）

期間：令和3年(2021)年1月14日（木）～2月7日（日）

※下線部分を追加

【人数上限等】

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- ・ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりとする。

全国的・広域的な人の移動がある 又は 参加者の把握ができない	全国的・広域的な人の移動がない かつ 参加者がおおよそ把握できる
十分な人と人との間隔（1m）を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する	・ 人数制限なし ・ 適切な感染防止対策を講じること

【留意事項】

- ・ 催物開催に当たっては、別紙に留意すること。
- ・ 業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

※緊急事態措置以外の働きかけ

施設の種類	内容
劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下とすることの協力を依頼 ・ 令和3(2021)年1月16日（土）～2月7日（日）